

国立大学法人奈良教育大学工事請負契約等事務取扱基準

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成18年 6月21日規則第62号

改正 平成20年12月10日規則第81号

改正 平成21年 6月 9日規則第40号

目 次

第1章 総則

第1 (趣旨)

第2 (適用範囲等)

第3 (適用法令等)

第2章 競争契約参加資格等

第4 (競争契約参加資格審査手続の簡素合理化)

第5 (予算決算及び会計令に係る一般競争参加者の資格)

第6 (一般競争参加者の資格)

第7 (一般競争参加者の資格制限)

第8 (指名競争参加者の資格)

第9 (指名基準)

第10 (特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格)

第11 (建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い)

第12 (会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格)

第13 (会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者の一般競争(指名競争)参加資格)

第14 (民事再生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱い)

第15 (合併により新たに設立された会社等の資格審査の取扱い)

第16 (グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い)

第17 (共同企業体等の取扱い)

第18 (共同企業体への工事発注に関する留意事項)

第19 (共同企業体の適正な運営)

第20 (共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い)

第21 削除

第22 (予算決算及び会計令第96条第1項の運用)

第23 削除

- 第 2 4 (建設業からの暴力団排除)
- 第 2 5 (「建築一式」として資格を付与された者の取扱い)
- 第 2 6 (指名停止等の措置要項)
- 第 2 7 削除
- 第 2 8 (談合情報対応マニュアル)

### 第 3 章 中小建設業者の受注機会の確保等

- 第 2 9 (中小建設業者の受注機会の確保)
- 第 3 0 (中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続)
- 第 3 1 (官公需相談担当者の明確化)
- 第 3 2 (中小企業者に関する国等の契約の方針)

### 第 4 章 工事入札手続等

- 第 3 3 (公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画)
- 第 3 4 (工事入札手続)
- 第 3 5 (一般競争入札方式の手続)
- 第 3 6 (入札執行回数)
- 第 3 7 (一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」)
- 第 3 8 (契約保証金の額)
- 第 3 9 (詳細条件審査型一般競争入札の試行)
- 第 4 0 (公募型指名競争入札)
- 第 4 1 (公募型指名競争入札方式の手続)
- 第 4 2 (工事希望型指名競争入札方式の実施)
- 第 4 3 削除
- 第 4 4 (契約後 VE 方式の試行)
- 第 4 5 (一般競争入札方式における入札時 VE 方式の試行)
- 第 4 6 (公募型指名競争入札方式における入札時 VE 方式の試行)
- 第 4 7 (工事に関する総合評価落札方式)
- 第 4 8 (競争参加資格等審査委員会の設置)
- 第 4 9 (入札監視委員会の設置等)
- 第 5 0 (苦情処理の手続)
- 第 5 1 (電子入札方式の実施)

### 第 5 章 工事請負契約等

- 第 5 2 (競争加入者心得)
- 第 5 3 (消費税の改正等に係る入札・契約の取扱い)
- 第 5 4 (建設工事に係る資材の再資源化等)
- 第 5 5 (現場説明書)
- 第 5 6 (建設資材の価格変動に伴う契約の変更)

- 第 5 7 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更)
- 第 5 8 (工事関係保険)
- 第 5 9 (工事名称の表示)
- 第 6 0 (未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱)
- 第 6 1 (公共工事の前金払い及び中間前金払い)
- 第 6 2 (国庫債務負担行為に基づく契約の前払い)
- 第 6 3 (国庫債務負担行為に基づく英訳事務)
- 第 6 4 (工事既済部分出来形査定要項)
- 第 6 5 削除

#### 第 6 章 随意契約等

- 第 6 6 (随意契約方式の運用)
- 第 6 7 (随意契約のガイドライン)

#### 第 7 章 適正な施行体制等

- 第 6 8 (適正化指針への配慮)
- 第 6 9 (施工体制の点検要領の運用)
- 第 7 0 (工事成績評定要領)
- 第 7 1 (工事成績評定実施規程)
- 第 7 2 削除
- 第 7 3 (建設産業における生産システムの合理化への配慮)
- 第 7 4 (施行体制台帳の作成等)
- 第 7 5 (一括下請等の禁止)
- 第 7 6 (監督職員の通知)

#### 第 8 章 工事発注情報等

- 第 7 7 (建設等工事発注情報公表)
- 第 7 8 (競争参加資格及び基準等に関する情報公開)
- 第 7 9 (建設工事に係る入札結果等の公表)
- 第 8 0 (工事における入札及び契約等に関する情報公表)
- 第 8 1 (公表の方法)

#### 第 9 章 設計・管理業務等委託契約等

- 第 8 2 (設計・監理に係る委託報酬額)
- 第 8 3 (設計業務委託契約に係る一般的約定次項)
- 第 8 4 (設計業務委託契約要項の運用)
- 第 8 5 (設計業務委託特記仕様書書式)
- 第 8 6 (設計業務委託現場説明書書式)
- 第 8 7 (測量調査等に係る要項の準用)

- 第 8 8 (共同設計方式の取扱い)
- 第 8 9 (監理に係る要項等の準用)
- 第 9 0 (標準型プロポーザル方式の実施規程等の準用)
- 第 9 1 (公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施規程等の準用)
- 第 9 2 (プロポーザル方式の手続)
- 第 9 3 (建設コンサルタント選定委員会の設置)

#### 第 1 0 章 施設整備事業における事務処理等

- 第 9 4 (公共事業等施工状況調書の提出)
- 第 9 5 削除

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 国立大学法人奈良教育大学(以下「本学」という。)における施設整備事業に伴う、工事請負契約等の事務取扱いについては、国立大学法人奈良教育大学会計規程(平成 1 6 年奈良教育大学規則第 9 2 号。以下「会計規程」という。)その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この基準の定めるところによる。

(適用範囲等)

第 2 本学が発注する工事請負契約等の事務取扱いについては、この基準によるものとする。

2 この基準において準用する通知及び事務連絡等の文中に表記される「契約担当官」及び「支出負担行為担当官」は「学長」、「国立学校」は「国立大学法人」、「会計法」「予算決算及び会計令」は「奈良教育大学会計規程等」、「文部科学省発注工事請負等契約規則」は「国立大学法人奈良教育大学契約事務取扱規則」、「国庫」は「奈良教育大学」とそれぞれ読替えるものとする。

(適用法令等)

第 3 この要領の運用においては、次項に定める法令等を適用するものとする。

- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 1 2 年法律第 1 2 7 号)及びこれらに基づく政令(政令第 3 4 号 平成 1 3 年 2 月 1 5 日)
- 3 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(総務省財務省国土交通省告示第 1 号 平成 1 3 年 3 月 2 9 日)(以下「適正化指針」という。)
- 4 会計検査院法(法律第 7 3 号 昭和 2 2 年 4 月 1 9 日)及び会計検査院規則第 3 号(昭和 2 7 年 6 月 7 日)
- 5 政府調達に関する協定(条約第 2 3 号 平成 7 年 1 2 月 8 日)及び「政府調達に関する協定」等に基づく入札公告等の官報掲載方法についての外務・大蔵等事務連絡
- 6 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(政令第 3 0 0 号 昭和 5 5

- 年 11 月 18 日) 及びこれらに基づく省令 (大蔵省令第 45 号 昭和 55 年 11 月 18 日) 並びに国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 3 条第 12 項に規定する財務大臣の定める区分及び額に関する告示 (財務省告示第 31 号平成 16 年 1 月 23 日)
- 7 公共工事の入札・契約手続きの改善に関する行動計画について (閣議了解 平成 6 年 1 月 18 日)
- 8 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 及び官公需についての中小企業の受注 に関する法律 (昭和 41 年法律第 97 号) 並びにこれらに基づく政令 (政令第 248 号 昭和 41 年 7 月 11 日)
- 9 公共工事の前払い金補償事業に関する法律 (昭和 27 年法律第 184 号) 及政令 (政令第 286 号 昭和 27 年 7 月 30 日)
- 10 建設業法 (昭和 24 年法律 100 号) 及びこれらに基づく政令 (政令第 273 号 昭和 31 年 8 月 29 日)

## 第 2 章 競争契約参加資格等

(競争契約参加資格審査手続の簡素合理化)

第 4 施設整備事業実施のための競争契約参加資格審査に係る事務取扱については、競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ (平成 6 年 1 月 12 日) の規定を準用するものとする。ただし、同申合せ二 (一) ウの規定は準用しない。

(予算決算及び会計令に係る一般競争参加者の資格)

第 5 予算決算及び会計令に係る一般競争参加者の資格については、予算決算及び会計令第 73 条の規定による一般競争参加者の資格について (平成 6 年 7 月 20 日付省会第 5 の 11 号 会計課長通知) 及び予算決算及び会計令第 72 条の規定による各省庁の長が定める一般競争参加者の資格等の定めについて (平成 13 年 3 月 14 日付 12 文科会第 333 号 会計課長通知) の規定を準用するものとする。

(一般競争参加者の資格)

第 6 一般競争参加者の資格の事務取扱については、一般競争参加者の資格 (平成 13 年 1 月 6 日付文部科学大臣決定) (ただし同文中、第八条・第十条・第十一条・第十三条は除く) 及び一般競争参加者の資格の改正について (平成 15 年 4 月 30 日付 15 文科会第 187 号 会計課長通知) の規定を準用するものとする。

(一般競争参加者の資格制限)

第 7 一般競争参加者の資格制限については、一般競争参加者の資格制限 (平成 13 年 1 月 6 日付文部科学大臣決定) の規定を準用するものとする。

(指名競争参加者の資格)

第 8 指名競争参加者の資格については、指名競争参加者の資格 (平成 13 年 1 月 6 日付文部科学大臣決定) の規定を準用するものとする。

(指名基準)

第 9 指名基準については、指名基準（平成 13 年 1 月 6 日付文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。

(特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格)

第 10 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格については、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格（平成 13 年 1 月 6 日付文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。

(建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い)

第 11 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い（平成 19 年 3 月 26 日付文科施第 629 号 文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

(会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者の一般競争参加資格)

第 12 会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについては、会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて（平成 9 年 10 月 1 日付文施指第 155 号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。ただし同文中、一、二（一）（二）は準用しない。

(会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者の一般競争（指名競争）参加資格)

第 13 会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者の一般競争（指名競争）参加資格については、会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者の一般競争（指名競争）参加資格について（平成 9 年 10 月 1 日付 9 施指第 42 号 監理室長通知）の規定を準用するものとする。

(民事再生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱)

第 14 民事再生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについては、民事再生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて（平成 12 年 7 月 19 日付文施指第 72 号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

(合併により新たに設立された会社等の資格審査の取扱)

第 15 合併により新たに設立された会社等の資格審査の取扱いについては、合併により新たに設立された会社等の資格審査の取扱い等について（平成 14 年 4 月 24 日付 14 文科施第 23 号 文教施設部長・会計課長通知）の規定（ただし同文中第一は除く）を準用するものとする。

(グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い)

第16 グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いについては、グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いについて(平成14年4月24日付14文科施第22号 文教施設部長・会計課長通知)の規程を準用するものとする。ただし同文中、一は準用しない。

(共同企業体等の取扱い)

第17 共同企業体等の取扱いについては、共同企業体等の取扱いについて(平成14年11月15日付14文科施第252号 文教施設部長・会計課長通知)及び「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について(平成19年3月15日付18施企第63号 契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

(共同企業体への工事発注に関する留意事項)

第18 共同企業体への工事発注に関する留意事項については、共同企業体への工事発注に関する留意事項について(平成11年3月31日付11施指第22号 監理室長通知)の規定を準用するものとする。

(共同企業体の適正な運営)

第19 共同企業体の適正な運営については、共同企業体の適正な運営について(平成14年2月19日付13施企第43号 監理室長通知)の規定を準用するものとする。

(共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い)

第20 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて(平成14年2月19日付13施企第42号 文教施設部施設企画課監理室長通知)の規定を準用するものとする。

## 第21 削除

(予算決算及び会計令第96条第1項の運用)

第22 予算決算及び会計令第96条第1項の規程による競争に参加する者を指名する場合の基準の運用については、予算決算及び会計令第96条第1項の規程による競争に参加する者を指名する場合の基準の運用について(平成7年3月31日付文施指第70の1号 文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

## 第23 削除

(建設業からの暴力団排除)

第24 建設業からの暴力団排除については、建設業からの暴力団排除について（昭和61年12月18日付国会第95号 会計課長通知）の規定を準用するものとする。

（「建築一式」として資格を付与された者の取扱い）

第25 「建築一式」として資格を付与された者の取扱いについては「建築一式」として資格を付与された者の取扱いについて（昭和38年8月1日付文施約第58号 管理局長通知）の規定を準用するものとする。

（指名停止等の措置要項）

第26 建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要項については建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要項について（平成18年1月20日付17文科施第345号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

第27 削除

（談合情報対応マニュアル）

第28 公正入札調査委員会を設置するものとし、公正入札調査委員会の設置等について（平成19年5月9日付19文科施第66号 文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

### 第3章 中小・中堅建設業者の受注機会の確保等

（中小・中堅建設業者の受注機会の確保）

第29 中小・中堅建設業者の受注機会の確保に係る事務取扱については、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について（平成11年7月1日付文施指第96号 文教施設部長通知）、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について（平成11年3月31日付11施指第14号 文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

（中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続）

第30 中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続については、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続の運用について（平成11年3月31日付11施指第19号 文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

（官公需相談担当者の明確化）

第31 官公需相談担当者の明確化については、官公需相談担当者の明確化について（昭和54年12月11日付国会第90号 大臣官房長通知）の規定を準用するものとする。  
なお、同文中、「官職指定」を「役職指定」と読替えるものとする。

（中小企業者に関する国等の契約の方針）

第32 中小企業者に関する国等の契約の方針については、「平成18年度中小企業者に関

する国等の契約の方針」の実施について（平成18年8月16日付18国文科会第117号 大臣官房長通知）の規定を適用するものとする。

#### 第4章 工事入札手続等

（公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画）

第33 公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画の事務取扱については、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について（平成8年7月19日付国施第27号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

（工事入札手続）

第34 施設整備事業実施のための工事入札手続に係る事務取扱については、一般競争入札方式の実施について（平成6年8月1日付文施指第70号 文教施設部長通知）及び一般競争入札方式の拡大について（平成18年1月24日付17文科施第351号 文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「奈良教育大会計規程等」と読替えるものとする。

（一般競争入札方式の手続）

第35 一般競争入札方式の手続においては、一般競争入札方式の手続について（平成7年5月22日付7施指第27号 文教施設部指導課監理室長通知）及び一般競争入札方式の拡大に伴う手続きについて（平成18年1月30日付17施施企第22号 文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

（入札執行回数）

第36 施設整備事業における入札執行回数については、文教施設整備事業における入札執行回数について（平成9年3月31日付9施指第16号 文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

（一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」）

第37 文教施設整備事業における一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」については、当面、一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」について（平成7年3月31日付7施指第18号 文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

（契約保証金の額）

第38 文教施設整備事業における一般競争入札の契約保証金の額については、一般競争入札対象工事における契約保証金について（平成13年12月27日付13文科施第327号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

(詳細条件審査型一般競争入札の試行)

第39 詳細条件審査型一般競争入札の試行については、詳細条件審査型一般競争入札の試行について(平成14年2月14日付13文科施第408号 文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(公募型指名競争入札)

第40 公募型指名競争入札実施のための本規程の運用においては、公募型指名競争入札方式の実施について(平成7年3月31日付文施指第70の2号 文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(公募型指名競争入札方式の手続)

第41 前条の規定を実施するため、本規程の運用においては、公募型指名競争入札方式の手続きについて(平成7年3月31日付7施指第15号 文教施設部指導課監理室長通知)の規定を準用するものとする。

(工事希望型競争入札方式の実施)

第42 工事希望型競争入札方式の実施については、工事希望型競争入札方式の実施について(平成18年1月24日付17文科施第352号 文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。

#### 第43 削除

(契約後 VE 方式の試行)

第44 契約後 VE 方式の試行については、契約後 VE 方式の試行について(平成13年3月28日付12文科施第102号 文教施設部長通知)の規程を準用するものとする。

(一般競争入札方式における入札時 VE 方式の試行)

第45 一般競争入札方式における入札時 VE 方式の試行については、一般競争入札方式における入札時 VE 方式の試行について(平成10年3月31日付文施指第125号 文教施設部長通知)の規程を準用するものとする。

(公募型指名競争入札方式における入札時 VE 方式の試行)

第46 公募型指名競争入札方式における入札時 VE 方式の試行については、公募型指名競争入札方式における入札時 VE 方式の試行について(平成10年3月31日付文施指第124号 文教施設部長通知)の規程を準用するものとする。

(総合評価落札方式)

第47 総合評価落札方式については、総合評価落札方式について(平成17年4月12日付17号文科施第13号 文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。ま

た、簡易型総合評価落札方式の実施については、簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて（平成18年1月24日付17施施企第21号 文教施設企画部企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、奈良教育大学が発注する工事に関する技術提案等に対する評価は、国立大学法人奈良教育大学発注工事総合評価審査委員会規則（平成19年7月27日付平成19年規則第55号）による。

（競争参加資格等審査等委員会の設置）

第48 施設整備事業に係る競争参加資格等の適正化を図るために、競争参加資格等審査委員会を設置するものとする。

（入札監視委員会の設置等）

第49 施設整備事業実施のための入札監視等に係る入札監視委員会の設置及び運営については、入札監視委員会の設置及び運営について（平成18年7月13日付18文科施第184号 文教施設企画部長通知）及び入札監視委員会に係る報告書等の様式について（平成18年7月13日付18施施企第14号 文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとするが、当面、文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置される入札監視委員会に審議を依頼できるものとする。

（苦情処理の手続）

第50 入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（平成18年7月13日付18文科施第185号 文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

（電子入札方式の実施）

第51 奈良教育大学において電子入札を実施しようとする場合、文部科学省電子入札システムを利用することができるものとし、文部科学省電子入札システム利用規程（発注者用）（平成16年4月1日付文教施設部長・会計課長決裁）の規定を準用するものとする。

## 第5章 工事請負契約等

（競争加入者心得）

第52 施設整備事業に係る契約事務執行の適正化を図るために、競争加入者心得を定めるものとする。

（消費税の改正等に係る入札・契約等の取り扱い）

第53 消費税の税率の改正及び地方消費税の導入に伴う入札・契約等の取り扱いについては、消費税の税率改正及び地方消費税の導入に伴う文教施設整備に係る入札・契約等

の取り扱いについて（平成8年9月26日付文施第49号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

（建設工事に係る資材の再資源化等）

第54 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の施行に伴う工事請負契約書の変更等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の施行に伴う工事請負契約書の変更等について」（平成14年6月14日付文教施設部施設企画課管理室長事務連絡）の規定を準用するものとする。

（現場説明書）

第55 施設整備事業実施のための工事請負契約に係る事務処理を円滑に行うため、現場説明書の書式については、現場説明書書式の一部改正について（平成15年6月5日付15施企第9号 監理室長通知）及び現場説明会の原則廃止について（平成14年6月14日付監理室長事務連絡）の規定を準用するものとする。

（建設資材の価格変動に伴う契約の変更）

第56 建設資材の価格変動に伴う契約の変更については、建設資材の価格変動に伴う工事請負契約の変更について（昭和55年3月29日付文管約第145号 管理局長会計課長通知）の規程を準用するものとする。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第57 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について（平成12年11月1日付監理室長事務連絡）・賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について（平成11年9月30日付監理室長事務連絡）の規定を準用するものとする。

（工事関係保険）

第58 契約担当役が工事請負契約をするとき、請負者に工事目的物、工事材料または貸与品について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害を保険によっててん補するために火災保険、建設工事保険の付保を求めるときの取り扱いについては、工事関係保険について（平成12年3月31日付文施指第49号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

（工事名称の表示）

第59 施設整備事業実施のための工事の内容を適切かつ簡明に表示することにより事務処理の円滑な実施を図るため、工事名称の表示については、工事名称の表示について（平成4年2月14日付4施指第9号 監理室長通知）の規定を準用するものとする。ただし国有財産法関連の規程は適用しないものとする。

なお、同文中、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」を

それぞれ「出納役」並びに「官職」を「役職」と読替えるものとする。

(未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱)

第60 未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱については、未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱について（平成11年4月1日付文会総第302号 文教施設部長・会計課長通知）の規定を準用するものとする。

(公共工事の前金払及び中間前金払)

第61 公共工事の前金払及び中間前金払については、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前金払及び中間前金払について（平成19年4月1日付19文科会第18号 会計課長通知）の規定を準用するものとする。

(国庫債務負担行為に基づく契約の前払い)

第62 国庫債務負担行為に基づく契約の前払いについては、国庫債務負担行為に基づく契約の場合の前払い金の取扱いについて（昭和39年8月25日付文会総第288号 会計課長通知）の規定を準用するものとする。

(国庫債務負担行為に基づく契約事務)

第63 国庫債務負担行為に基づく契約事務については、国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱について（昭和39年8月25日付省施第15号 管理局長通知）の規定を準用するものとする。

(工事既済部分出来形査定要項)

第64 工事既済部分出来形査定要項については、工事既済部分出来形査定要項の改訂について（平成3年3月25日付文施指第47号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

第65 削除

## 第6章 随意契約等

(随意契約方式の運用)

第66 会計規程第21条の規定による工事請負契約における随意契約方式の運用については、工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（昭和59年11月27日付文施監第67号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

(随意契約のガイドライン)

第67 工事請負契約における随意契約のガイドラインについては、工事請負契約にお

ける随意契約のガイドラインについて（平成11年1月20日付11施指第4号 文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。ただし同文中、二は準用しない。

なお、同文中、随意契約を行おうとする場合の、事前の大臣官房文教施設部指導課監理室長への協議は準用しない。

## 第7章 適正な施行体制

（適正な施行体制の確保等）

第68 工事現場における適正な施工体制の確保等に係る運用については、工事現場における適正な施工体制の確保等について（平成13年5月31日付13文科施第62号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

（施工体制の点検要領の運用）

第69 工事現場における施工体制の点検要領の運用については、工事現場における施工体制の点検要領の運用について（平成14年1月24日付13施企第34号 監理室長通知）の規定を準用するものとする。

（工事成績評定要領）

第70 工事成績評定要領については、工事成績評定要領の改正について（平成20年1月17日付19文科施第370号 文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

（工事成績評定実施規程）

第71 工事成績評定実施規定については、工事成績評定実施規定の改正について（平成20年1月17日付19施企第27号 文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

## 第72 削除

（建設産業における生産システムの合理化への配慮）

第73 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システムの合理化について（平成3年3月1日付国施第6号 文教施設部長通知）の規定に配慮するものとする。

（施行体制台帳の作成等）

第74 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、発注者への提出の義務付け措置等が講じられている施行体制体制台帳の整備要領については、施行体制台帳の作成等についての改正について（平成13年4月13日付13国文科施第3号 文教施設部長通知）の規程を準用するものとする。

(一括下請等の禁止)

第75条 本学が発注する建設工事における一括下請等不正行為の排除については、施行体制の適正化及び一括下請の禁止の徹底等について(平成13年4月13日付13国文科第2号 文教施設部長通知)の規程を準用するものとする。

(監督職員通知)

第76条 本学が発注する建設工事における監督職員については、監督職員通知事務処理要領について(平成10年5月1日付文施指第172号 文教施設部長通知)の規程を準用するものとする。

## 第8章 工事発注情報等

(建設等工事発注情報公表)

第77条 施設整備事業実施のための建設等工事発注情報公表については、工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について(平成13年4月6日付13文科施第5号 文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(競争参加資格及び基準等に関する情報公開)

第78条 工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表については、工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について(平成13年5月31日付13文科施第63号 文教施設部長通知)の規程を準用するものとする。ただし同規程中、五の文教施設部施設企画課監理室・工事事務所等を削除する。

(工事における入札結果等の公表)

第79条 入札結果等の公表については、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について(平成17年5月20日付17文科施第63号 文教施設企画部長・会計課長通知)の規程を準用するものとする。ただし同文中、三(二)①のうち「指名通知後」を「落札者の決定後または契約の相手方決定後」に置き換えるものとする。

(工事における入札及び契約等に関する情報公表)

第80条 工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報公表については、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について(平成17年5月20日付17文科施第63号 文教施設企画部長・会計課通知)の規定を準用するものとする。

(公表の方法)

第81条 建設等工事発注情報の公表は、文部科学省文教施設企画部のインターネット公表システムを利用することができるものとする。

## 第9章 設計・管理業務等委託契約等

(設計・監理に係る委託報酬額)

第82 本学が発注する請負工事設計及び監理業務の委託報酬額の算出は、設計及び監理業務委託報酬額算出基準の改正について(平成21年5月15日付21文科施第6071号 文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。

(設計業務委託契約に係る一般的約定事項)

第83 設計業務に関する委託契約の一般的約定事項については、設計業務委託契約要項について(平成10年4月27日付文施指第166号 文教施設部長通知)及び設計業務委託契約要項の改正について(平成15年4月1日付15文科施第32号 文教施設部長通知)並びに設計業務委託契約要項実施細目について(平成10年4月27日付10施指第23号 監理室長通知)の規定を準用するものとする。

(設計業務委託契約要項の運用等)

第84 設計業務委託契約要項の運用については、設計業務委託契約要項について(平成10年4月27日付文施指第166号 文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(設計業務委託特記仕様書書式)

第85 本学が発注する設計業務における仕様書書式については、設計業務委託特記仕様書の制定について(平成21年5月13日付21施参事第6号 文教施設企画部参事官通知)の規定を準用するものとする。

(設計業務委託現場説明書書式)

第86 本学が実施する設計業務委託における現場説明書の書式については、設計業務委託現場説明書書式について(平成15年4月22日付15施企第4号 監理室長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」をそれぞれ「出納役」、「官職氏名」を「役職氏名」と読替えるものとする。

(測量調査等に係る要項の準用)

第87 測量調査等に係る事務取扱については、測量調査等請負契約要項について(平成15年7月22日付15文科施第164号 文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(共同設計方式の取扱い)

第88 建設工事に係る設計業務を設計共同体に委託する場合の取扱いについては、建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて(平成11年3月31日付文施指第175号 文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(監理委託に係る要項等の準用)

第 89 監理委託に係る事務取扱については、工事監理業務委託要項について（平成 18 年 5 月 25 日付 19 文科施第 89 号 文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

(標準型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第 90 設計者選定のための標準型プロポーザルの実施に係る本要項の運用においては、標準型プロポーザル方式の実施について（平成 11 年 3 月 31 日付文施指第 173 号 文教施設部長通知）及び「標準型プロポーザル方式の実施について」の運用について（平成 11 年 3 月 31 日付 11 施指第 21 号 文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

(公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第 91 設計者選定のための公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施に係る本要項の運用においては、公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施について（平成 11 年 3 月 31 日付文施指第 174 号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

(プロポーザル方式の手続)

第 92 プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続については、プロポーザル方式の手続について（平成 11 年 3 月 31 日付 11 施指第 20 号 文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

(建設コンサルタント選定委員会の設置)

第 93 施設整備に係る調査・設計等を適正に発注するために、建設コンサルタント選定委員会を設置する。

## 第 10 章 施設整備事業における事務処理等

(公共事業等施行状況調書の提出)

第 94 公共事業等施行状況調書の事務処理については、公共事業等施行状況調書の提出について（昭和 58 年 4 月 18 日付文会 4 第 107 号 会計課長通知）の規定を準用するものとする。

第 95 削除

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 62 号）

この基準は、平成 18 年 6 月 21 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年規則第 81 号）

この基準は、平成 20 年 12 月 10 日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 40 号）

この基準は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。